

仙台大学同窓会支部活動費等補助に関する規程

(助成金の基準と額)

第1条 支部活動費等補助の基準は下記に対する補助とする。

- ア 事務費（総会事務経費）
- イ 運営費（参加者補助）
- ウ 通信費（案内状郵送費）
- エ 支部の再構築、新設
- オ 支部等が主催の特色ある事業

2 第1項に対する補助額は別紙の通りとする。但し、新設、再構築の場合の文書等は、同窓会本部から発送することができる。

- ア「再構築」とは、支部は存在するが15年以上の支部活動がない支部の支援
- イ「新設」とは、支部がなく、全く新たに立ち上げる支部の支援

3 特色ある事業に対する補助について

(1) 単独事業としては資金的に厳しい場合、本部で補助をする。

(2) 補助金の条件

- ア 会員等の資質向上のための「研修・講習会、講演会」（会場費、講師料）
- イ 大学の発展に寄与する同窓生が関わる各種競技交流大会等の開催（会場費、運営費）
- ウ 各クラブ同窓生交流会（通信費、会場費）

(3) 事業計画のある場合、は本部へ連絡し相談の上「事業計画書」（別紙）及び「開催要項」を本部に提出する。

(申請)

第2条 活動補助費の交付を受けようとする支部等は、別に定める「交付申請書」を実施3週間前までに会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 前条の規定により交付申請書の提出があったときは、会長はその内容を審査し、補助金の交付額を決定する。

2 会長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに当該支部等に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、支部が設ける銀行口座に振り込む。

2 交付を受けた支部は、本会に対し所定の領収書を発行しなければならない。

3 補助金の交付は、原則として年1回とする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

(実績報告の提出)

第5条 補助金の交付を受けた支部等は、別に定める実績報告書を1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第6条 会長は、補助金の交付を受けた支部等が前条に定める実績報告書を提出しないときは、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議により行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は理事会で決定する。

附 則

この規程は令和28年6月4日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から一部改正して施行する。

別紙

〈支部活動助成費額〉

名簿人数	ア 事務経費(円)	イ 参加 費	ウ 通 信 費	エ 新設再構築費(円)
	通 知 書・資 料 作成等	参加者数 × 1,500円	新設、再構築の通知を 同窓会本部で行う場合 は、その郵送費は本部 で負担する。2年目以 降の郵送費(賛同者宛) については、支出した 二分の一を助成する (領収書類で確認)。 但し上限は1万円とす る。	30,000
0－99	15,000			
100－199	20,000			
200－299	25,000			
300以上	30,000			

〈支部研修・講習会、講演会〉

補助額	項 目
100,000円(上限)	会場費、講師料

〈大学の発展に寄与する同窓生が関わる各種競技交流大会等〉

補助額	項 目
50,000円(上限)	会場費、運営費

〈各クラブ同窓生交流会〉

補助額	項 目
20,000円(上限)	通信費、会場費